

【案】

令和6年度 奨学資金返還滞納金の回収対策について

1. 奨学金返還等状況（直近5か年）

年度	貸付金残額	返還額	※1 返還免除及び 債権放棄額	滞納額
平成30年度	341,359,159円	58,512,213円	1,397,159円	72,934,307円
令和元年度	288,575,678円	52,578,481円	205,000円	70,105,488円
令和2年度	232,101,312円	55,264,116円 ※2 (4,309,300円)	1,210,250円	59,750,044円
令和3年度	183,603,455円	46,885,857円 ※2 (1,626,000円)	1,437,000円	55,508,419円
令和4年度	141,765,231円	40,240,224円 ※2 (3,783,300円)	1,598,000円	49,362,927円

※1 返還免除（死亡、高度障害就労不能等）債権放棄（破産、時効、所在不明等で回収不能）

※2 サービサー（債権管理回収会社）及び弁護士への委託による回収分

2. 債権管理回収会社の回収状況

契約会社：ニッテレ債権回収株式会社

委託年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
委託期間	令和3年4月～ 令和4年2月	令和4年4月～ 令和5年2月	令和5年4月～ 令和6年2月
委託件数	74件 (一種46件・二種28件)	67件 (一種42件・二種25件)	58件 (一種34件・二種24件)
委託金額	31,426,599円	28,466,103円	22,958,103円
回収金額	1,626,000円	975,000円	1,458,600円 (令和5年12月末現在)
成功報酬 28%	500,808円	300,300円	449,248円 (令和5年12月末現在)
回収率 (%)	5.2%	3.4%	6.4% (令和5年12月末現在)

回収率が芳しくない理由については、対象者が前々年度、前年度と引き続き同じ滞納者であり、債権回収管理会社の電話と通知による催告に対する慣れと返還遵行意識の希薄化によるものと推測。

3. 奨学金回収弁護士委託経過報告（令和5年度）

（訴訟案件）・・・令和4年度末起案要件

- ア) サービサーの再三の請求にも応じないもの。
- イ) サービサー調査により住所等が判明しているもの。
- ウ) 返還期間が時効にかかっていないもの。
- エ) 滞納額が高額であり訴訟費用を差し引いても半額以上の回収が見込めるもの。
・サービサーにて居住調査を行い生活状況や就労状況より数名について対象者を選出し、6件（滞納総額508万円）程度を委託。

（委託先）

N T S 総合弁護士法人

（委託件数・委託金額）

令和4年度7件・5,911,000円 令和5年度6件・5,088,000円

（成功報酬）

16%

（状況報告）・・・令和5年12月現在

- ・13件中11件は和解後分割にて返還中。
- ・13件中1件は現在交渉中。
- ・13件中1件は借受人・連帯保証人共に破産手続中、保証人は令和2年に自己破産をしており回収不能。（裁判所より免責決定後、債権放棄手続き予定）

委託年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度予定
委託件数	7件	6件	5件
委託金額	5,911,000円	5,088,000円	約4,500,000円
回収額	2,808,300円	1,706,524円	—

※個々に和解要件（返済期間と1回毎の返済金額）が異なるため年度区切りではない。

4. 令和6年度委託予定

サービサー委託のうち未解決で、前年度起案（訴訟案件）と同条件のものを数件選択し、引き続き同委託先のN T S 総合弁護士へ債権回収の委託を検討したい。